

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正

### 一 船舶からの排出ガスの放出の規制

(第四章の三関係)

1 日本国の内水、領海又は排他的経済水域（以下「日本国領海等」という。）のみを航行する船舶以外の一定の船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。）の船舶所有者は、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。

(第十九条の二十五関係)

2 一定の二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、一定の条件下における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、当該船舶からの二酸化炭素の放出の抑制のための措置を講ずるに当たつての指標となる二酸化炭素放出抑制指標が、国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること及び船舶の用途、載貨重量トン数等に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合していることについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないものとする。

(第十九条の二十六関係)

3 国土交通大臣は、二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対して、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならないものとする。

(第十九条の二十七関係)

4 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならないものとする。

(第十九条の二十八関係)

5 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けた船舶所有者は、当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び国土交通大臣の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書を当該船舶内に備え置かなければならないものとする。

(第十九条の二十九関係)

6 国土交通大臣は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に備え置かれた二酸化炭素放出抑制航行手引書が要件に適合しなくなったと認めるとき、又は二酸化炭素放出抑制指標が基準に適合しなくなったと認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶

証書の返納、二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更等を命ずること等ができるものとする。

(第十九条の三十一関係)

7 国土交通大臣は、本邦の港等にある外国船舶のうち、二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当する船舶等に対して、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書が備え置かれていないと認める場合等において、当該外国船舶の船長に対し、必要な措置をとるよう命ずること等ができるものとする。

(第十九条の三十三関係)

二 海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し

(第四章の五関係)

海洋汚染等防止証書等について、定期検査に合格した場合であつて、直ちにこれらの証書の交付を受けることのできない一定の事由があるときは、従前の海洋汚染等防止証書等の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とすること。

(第十九条の三十七関係)

三 指定海上防災機関

(第六章の二関係)

1 海上保安庁長官は、2に規定する業務（以下「海上防災業務」という。）を行うことにより、人の

生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財団法人であつて、海上防災業務に關し適切な実施計画、経理的基礎及び技術的能力を有することその他の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定海上防災機関として指定することができるものとする。

(第四十二条の十三関係)

2 指定海上防災機関は、次の業務を行うものとする。

- (一) 3に規定する海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を徴収すること。
- (二) 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他の海上防災（海上災害の発生及び拡大の防止をいう。以下同じ。）のための措置を実施すること。
- (三) 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。
- (四) 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。
- (五) 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術につ

いて調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

(六) 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(七) 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

(八) 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災

のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

(九) (一)から(八)までの業務に附帯する業務を行うこと。  
(第四十二条の十四関係)

3 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合で船舶所有者等に対しその措置を講ずべきことを命ずるいとまがない場合等においては、指定海上防災機関に対し、その措置を講ずべきことを指示することができるものとする。  
(第四十二条の十五関係)

4 指定海上防災機関は、3の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができるものとし、当該負担金が納付されない場合には、海上保安庁長官に対し、その徴収を申請することができるものとする。等当該措置に要した費用

の負担について所要の規定を整備すること。

(第四十二条の十六関係)

5 指定海上防災機関は、海上防災業務の開始前に、海上防災業務に関する規程を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならないものとする等所要の規定を整備すること。

(第四十二条の十七から第四十二条の二十九まで関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 船舶安全法の一部改正

一 船級協会の検査を受け船級の登録をした船舶について、管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなす範囲に無線電信等を追加すること。

(第八条関係)

二 船舶検査証書について、定期検査に合格した場合であつて、直ちに証書の交付を受けることのできない一定の事由があるときは、従前の船舶検査証書の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とすること。

(第十条関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正

- 一 船舶保安証書について、定期検査に合格した場合であつて、直ちに証書の交付を受けることのできな
  - い一定の事由があるときは、従前の船舶保安証書の有効期間は、新たに証書が交付される日又は従前の証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とすること。
- (第十三条関係)

- 二 その他所要の改正を行うこと。

### 第四 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う経過措置について定めること。

(附則第二条から第二十二條まで関係)
- 三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二十三條から第二十五條まで関係)